

幼保小だより



幼小連携・接続推進コーディネーター 小瀬知里(扇山小学校)

幼稚園教育要領を見てみよう！

【参考：幼児教育の質向上のための研修会より】

◎総則改訂のポイント

- ・「環境を通して行う教育」を基本とすることは変わらない。
- ・幼稚園教育において育みたい資質・能力を明確化。
- ・5歳児終了時までで育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」として明確化するとともに、小学校と共有することにより幼小接続を推進。
- ・幼児一人一人のよさや可能性を把握するなど幼児理解に基づいた評価を実施。
- ・言語活動などの充実を図るとともに、障がいのある幼児や海外から帰国した幼児など特別な配慮を必要とする幼児への指導を充実。

- ※ 言語活動～「言葉による伝え合い」として
体験1→言葉1→体験2→言葉2…
- ※ 「体験」や「気づき」を言語化することで、子どもが体験を知識として獲得していきます！

幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿

生活
生きる力

健康な心と体

自立心

協同性

道徳性・規範意識の芽生え

社会生活との関わり

小学校の教
科に変換し
やすいもの

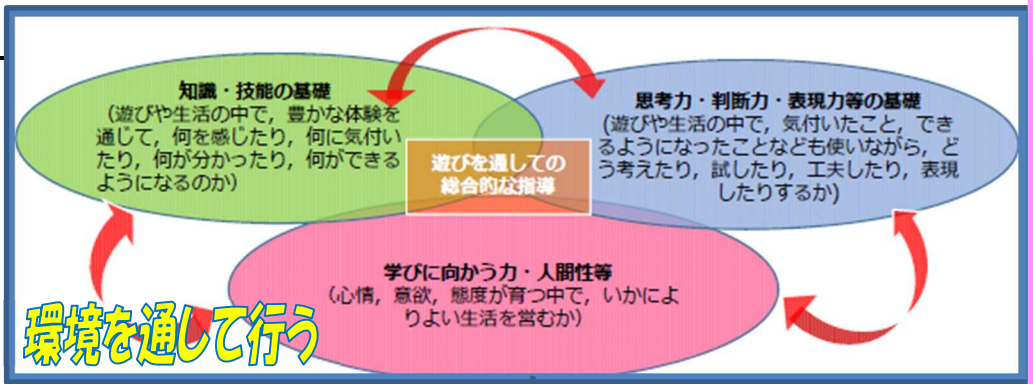
思考力の芽生え

自然との関わり・生命尊重

数量・図形・文字等への関心・感覚

言葉による伝え合い

豊かな感性と表現



改訂前	改訂後
<p>第1章 総則</p> <p>第1 幼稚園教育の基本</p> <p>第2 教育課程の編成</p> <p>第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など</p> <p>第2章 ねらい及び内容</p> <p>健康 人間関係 環境 言葉 表現</p> <p>第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</p> <p>第1 指導計画の作成に当たっての留意事項</p> <p>1 一般的な留意事項</p> <p>2 特に留意する事項</p> <p>第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1 幼稚園教育の基本</p> <p>第2 <u>幼稚園教育において育みたい資質・能力</u> <u>及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」</u></p> <p>第3 教育課程の役割と編成等</p> <p>第4 <u>指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価</u></p> <p>第5 <u>特別な配慮を必要とする幼児への指導</u></p> <p>第6 <u>幼稚園運営上の留意事項</u></p> <p>第7 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など</p> <p>第2章 ねらい及び内容</p> <p>健康 人間関係 環境 言葉 表現</p> <p>第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</p> <p>※基本原則を示す総則を抜本的に改善し、必要な事項を分かりやすく整理。</p>

遊び＝学び

幼小共に、遊びを学びにつなげる、教育課程の編成が求められる。(スタカリ・アプカリ)

学ぶ意欲を支える情意面

学びに向かう
＝主体的
知りたいから聞く
＝対話的
上記2点に、
粘り強く取り組む力
困難を乗り越える力
＝学びに向かう力

- 全員の到達目標ではありません。
- 一人一人の育ちの濃淡を、小学校で発揮させるために幼小共通に示されたものです。
- 幼小では「学ぶ方法」が異なります。それらをつなく、ものさしが「10の姿」となります。
- 「10の姿」の見取りは、表面に出ているものだけではなく思考も含まれます。(「やってみよう」「やろう」とする姿。)

【上段】”生活面”や”生きる力”に関する領域
【下段】教科に変換しやすい領域